

令和 9 年度 三原市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 調達対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

(2) 共同受注窓口

物品等の調達に関して、複数の障害者就労施設等にあっせんし又は本市と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う事業者団体

(3) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条に基づく子会社（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

（ア）障害者の雇用者数が 5 人以上

（イ）障害者の割合が従業員の 20% 以上

（ウ）雇用障害者に占める重度障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 在宅就業障害者等

障害者雇用促進法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3 に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、市長事務部局、教育委員会、消防本部、消防署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局に適用する。

4 調達方針の推進

障害者福祉課は、市内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品等を確認し、各部局へ情報提供する。

各部局は、発注可能な業務の切り出し、購入物品の精査に着手し、可能な限り障害者就労施設等へ物品等の発注に努める。また、受注先からの意見、協議があった場合は、契約内容の精査、見直しを行うよう努める。

5 調達する物品等及び目標

障害者就労施設等から調達する物品等については、以下のとおりとし、物品等の調達は、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

- (1) 物品（紙製品、印刷、記念品、食品類、花苗、縫製品、名刺台紙等）
- (2) 役務（施設清掃、公園管理、クリーニング、草刈、封入作業、枯損木伐採、市道清掃等）

※ただし、上記に記載の無いものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

6 調達実績の公表

法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、速やかに調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 その他

- (1) 物品等の調達に係る契約にあたっては、三原市契約規則の定めによる。
- (2) この調達方針の担当窓口は障害者福祉課とする。